（調査事項情報の審査等のための措置）

第七条　令第十一条の三第一項の総務省令で定める措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第九条を第十五条とする。

第八条中「総務省統計局長は、」の下に「令第十四条第一項の規定により総務大臣が審査した調査事項情報及び」を、「三年間、」の下に「当該調査事項情報及び当該」を加え、「の内容（令第五条第一項第一号イ」を「のうち令第五条第一号イ」に、「除く。）」を「除く事項」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条を第十四条とし、第七条の次に次の六条を加える。

第八条　令第十一条の三第二項の規定による審査は、調査事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2　令第十一条の三第二項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

第九条　令第十一条の三第三項の規定による二次的な審査は、調査事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2　令第十一条の三第三項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、都道府県知事の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

（先行集計事項情報の審査、集計等のための措置）

第十条　令第十二条の二第一項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2　令第十二条の二第一項第二号の規定による集計は、市町村長の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

3　令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置く措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第十一条　令第十二条の二第二項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2　令第十二条の二第二項第二号の規定による集計は、都道府県知事の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

3　令第十二条の二第二項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置く措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

（先行集計事項情報）

第十二条　令第十二条の二第一項第二号の総務省令で定める事項に係る情報は、令第五条第二号イに掲げる事項に係る情報及び調査票の枚数に係る情報とする。

（調査事務を委託できる施設）

第十三条　令第十二条の三第一項第三号の総務省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームとする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第１号（第３条第１項関係）

（表　面）

第　　号

国勢調査指導員証　政府統計

氏　名

（写真）

この者は，　年国勢調査の国勢調査指導員であることを証明する。

任命期間　年　月　日から　年　月　日まで

年　月　日

総務省統計局長　印

（裏　面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは，この証明書を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。

2　この証明書は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

3　この証明書を紛失したとき，又は記載事項に変更が生じたときは，直ちに市町村長に届け出なければならない。

4　この証明書は，任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは，直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計法（抄）

第13条　行政機関の長は，……基幹統計の作成のために必要な事項について，個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2　前項の規定により報告を求められた者は，これを拒み，又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（中略）

二　第41条の規定に違反して，その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者　（後略）

<国勢調査員は，総務省統計局が，都道府県，市区町村を通して実施するものです。>

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列７番とする。